奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する指導等要領

(目的)

第1条 「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱」第5条第2項 及び第19条の規定に基づき、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産 者及び原種苗等生産者に対して、指導及び助言(以下「指導等」という。)を 適切に行うため、必要な事項を定める。

(種苗生産等計画策定者への助言)

第2条 生産振興課は、経営技術課、農業振興事務所及び農業試験場と連携し、 種苗生産等計画策定者に対して、種苗生産等計画が適切に策定されるよう、また、種苗事業者及び種苗生産者への指導等が適切に行われるよう、必要な助言を行うものとする。

(種苗事業者への指導等)

第3条 農業振興事務所は、種苗事業者に対して、別表の関係法令(以下「関係 法令等」という。)を遵守し、ほ場の選定並びにほ場及び生産物の確認が適切 に行われるよう、必要な指導等を行うものとする。

なお、種苗事業者から要請があった場合には、ほ場及び生産物の確認に同行するものとする。

2 農業振興事務所は、種苗事業者に対して、種苗の安定供給体制の強化が適切に図られるよう、必要な指導等を行うものとする。

(種苗生産者への指導等)

第4条 農業振興事務所は、種苗生産者に対して、別に定める種苗の生産に関する指導指針等に基づき、優良な種苗が適切に生産されるよう、必要な指導等を 行うものとする。

(原種苗等生産者への指導等)

第5条 農業試験場は、原種苗等生産者に対して、優良な原種苗等が適切に生産 されるよう、必要な指導等を行うものとする。

(関係法令等の理解促進)

- 第6条 生産振興課及び経営技術課は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者及び 種苗生産者に対して、種苗の生産及び供給が適切に行われるよう、関係法令等 の理解促進を図るものとする。
- 2 農業振興事務所は、種苗事業者及び種苗生産者に対して、種苗の生産及び供給が適切に行われるよう、関係法令等の理解促進を図るとともに、種苗生産等計画策定者及び種苗事業者と連携し、種苗生産者が関係法令等を遵守して優良な種苗を適切に生産していくための指導体制の構築及びその運営を支援するものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表 関係法令等

法令

種苗法

(平成 10 年法律第 83 号)

農産物検査法

(昭和 26 年法律第 144 号)

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給 に関する条例

(令和元年栃木県条例第9号)